

クラウドファンディング活用型北の近江振興事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 クラウドファンディング活用型北の近江振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 滋賀県北部地域（長浜市・高島市・米原市）の活性化を図るため、クラウドファンディング（以下「CF」という。）を活用して資金調達を行い、県が推進する「北の近江振興」の趣旨に合致する事業や活動に取り組む者に対し、CFに要する手数料の一部を補助することによって、県内外の多様な主体による様々なチャレンジを滋賀県北部地域で促すとともに、滋賀県北部地域と多様に関わる人々を創出することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) CF

不特定多数の人がインターネットを通じて、他の人々や会社、団体等に資金提供などを行うことをいう。

(2) CF事業者

CFによる資金調達のためのサービスを提供する国内の事業者をいう。

(3) All or Nothing 形式

目標金額以上の資金を調達できた場合にのみ成立するCF形式のことをいう。

(4) All in 形式

資金調達額目標額に達しない場合でも成立とするCF形式のことをいう。

(5) 寄付型CF

支援者からの支援を「寄付金」として受け取ることでできるCF方式のことをいう。

(6) 購入型CF

モノやサービス、体験や権利などの「リターン」を販売することができるCF方式のことをいう。

(7) プロジェクト

CFによって資金を調達し、実施しようとする事業や活動等のことをいう。

(8) 北の近江振興

3つのアプローチ（①住み続けたくなくなる還りたくなくなる北部へ、②挑戦する若者が育ち・集う北部へ、③訪れたくなくなる北部へ）によって、滋賀県北部地域（長浜市・高島市・米原市）の活性化に取り組み、移住者と施策による関係人口の創出3,000人を目指すプロジェクトのことをいう。

(9) 事業年度

「クラウドファンディング活用型北の近江振興事業」の事業年度をいい、4月1日から3月31日までの一年間とする。ただし、事業開始年度においては、事業開始日から3月31日までの期間を事業年度とみなす。

(補助事業者)

第4条 この要綱における「補助事業者」とは、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 滋賀県北部地域（長浜市・高島市・米原市）において、プロジェクトを行う個人、団体、企業等であること。
- (2) 補助事業者の代表または役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自らの団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ イからカまでに掲げる者がその運営に実質的に関与している者

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、第2条に定める目的に沿った事業や活動であり、次の各号の全てに該当すること。

- (1) 「北の近江振興」の趣旨に合致し、3つのアプローチ（①住み続けたくなくなる還りたくなくなる北部へ、②挑戦する若者が育ち・集う北部へ、③訪れたくなくなる北部へ）のいずれかに該当し、滋賀県北部地域（長浜市・高島市・米原市）の活性化につながるプロジェクトであること
- (2) 申請時において、実施するプロジェクトについてCF事業者の審査の承認を得ていること。
- (3) CFによる調達目標額が50万円以上であること
- (4) All or Nothing 形式または All in 形式でCFを実施すること
- (5) 寄付型CFまたは購入型CFでCFを実施すること
- (6) 交付決定の日から事業年度末までにCFによる資金調達を完了し、かつ、調達した資金がCF事業者から送金されること
- (7) 事業の資金を調達するために利用するCF事業者は、設立後2年以上が経過し、直近1年間においてCFによる資金調達の成立実績を有する事業者とすること

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの
- (3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業や活動等
- (4) 資金使途が明確に確認できないもの
- (5) 極端に特定個人の目的と認められるもの

(補助対象経費)

第6条 CFによる資金調達を実施した際にCF事業者へ支払う手数料(利用手数料、決済手数料等)を補助対象経費とする。なお、この場合の手数料とは、CFで調達した金額にCF事業者が定める手数料率を乗じた金額を言い、調達した金額にかかわらず必要となる初期費用等や、広告宣伝等に係る費用は含まない。

2 補助対象経費には、消費税および地方消費税は含まない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内で1件当たり100万円を限度とする。(千円未満切り捨て)

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1-1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1-2号)
- (2) 収支予算書(様式第1-3号)
- (3) 誓約書(様式第1-4号)
- (4) 滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書(様式1-5号)
- (5) 法人税に未納がないことを証する証明書(法人または法人格のある団体の場合)、または、市区町村に未納がないことを証する証明書(個人または法人格のない団体の場合)
- (6) 申請者の登記事項証明書(法人または法人格のある団体)、または、住民票の写し(個人または法人格のない団体の代表者)
- (7) 申請者の活動内容が分かる書類
- (8) 実施するプロジェクトについて、CF事業者の審査の承認を得ていることが分かる書類
- (9) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるものについて、申請のあった日から30日以内に補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 知事は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、補助金不交付決

定通知書（様式第3号）により、補助事業者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第10条 補助事業者は、事業の内容を変更しようとする場合には、事業計画変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りではない。

（1）補助対象経費の総額の20%以上の変更

（2）その他の計画内容の大幅な変更

2 知事は、前項の規定による承認を行う場合に、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、または条件を付すことができる。ただし、補助金額の増額は行わないものとする。

3 知事は、第1項の変更の承認を行ったときは、申請のあった日から30日以内に、事業計画変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に対して通知するものとする。

（事業の中止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止、または廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認を行ったときは、申請のあった日から30日以内に、事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に対して通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは（事業の中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）、事業を完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第8-1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）実績報告書（様式第8-2号）

（2）CFによる資金調達額が確認できる書類（写し）

（3）調達した資金がCF事業者から送金されたことが確認できる書類（写し）

（4）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の規定により報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、報告を受けた日から30日以内に、額の確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に対して通知を行うものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定による交付決定（第10条の規定による変更の承認および第11条の規定による中止の承認を含む。）の全部または一部を取り消し、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。

- (1) この要綱および規則に違反したことにより知事の指示を受け、その指示に従わないとき
- (2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為があったとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の返還を命じられたときは、遅滞なく返還しなければならない。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第18条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関する必要な指示をして報告を求め、または検査をすることができる。

2 知事は、補助事業者に対し、補助事業完了後も、事後状況について報告を求めることができる。

(補助事業の公表)

第19条 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けた事業の内容および進捗状況、効果等について県が公表することに同意するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第20条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく計画変更等の申請、第11条の規定に基づく事業の中止、第12条の規定に基づく実績報告の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。